

高岡市及び氷見市の市制度融資の改正について

高岡市制度融資においては貸付限度額増額等を行い、氷見市制度融資においては認定要件が緩和されます。

詳細は次のとおりです。どうぞご利用ください。

1 高岡市中小企業振興資金「緊急資金(別枠)」

①貸付限度額

従 来	改 正
<u>1,000万円</u>	<u>1,500万円</u>

②その他

本制度については、従来の振興資金及び県小口事業資金の優先的利用（各制度の限度額まで利用後に当該制度を利用）並びに取扱金融機関の制限（本制度の取扱金融機関は振興資金及び県小口事業資金の取扱金融機関に限定）を撤廃。

（ただし、借入口数は限度額内で3口までとする。）

③取扱期間

平成20年12月3日（保証申込受付分）～平成21年3月31日（保証申込受付分）

2 氷見市地場産業育成資金

①経営安定資金

従 来	改 正
(1) <u>最近6か月の</u> 売上高が 前年同期比 <u>10%以上</u> 減少	(1) <u>最近3か月の</u> 売上高が 前年同期比 <u>3%以上</u> 減少
(2)最近時決算における経常損益が 赤字になっていること。	(2)最近時決算における経常損益が 赤字になっていること。

②緊急経営改善資金

従 来	改 正
<u>最近6か月の</u> 売上高が 前年同期比 <u>5%以上</u> 減少	<u>最近3か月の</u> 売上高が 前年同期比 <u>3%以上</u> 減少

③取扱期間

平成20年12月8日（保証申込受付分）～平成21年3月31日（保証申込受付分）